

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の（法第72条の2第1項）  
 控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
		支配関係発生日	・	・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済 欠損金額等  〔当該法人の前期の別表9 の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以下 である場合  (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を 超える場合		特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等  ②、③又は④
				移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合  〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては(⑥- ⑦)、支配関係事業年度 以後の事業年度であつて は①〕	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超え る場合  〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては0、支 配関係事業年度以後の 事業年度にあつては(①- ⑩)〕	
①	②	③	④	⑤		
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額 等  〔支配関係事業年度前の事 業年度の①〕	移転時価資産超過額が支 配関係前欠損金額等の合 計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額  〔⑩の金額を⑥の古いもの から順次振当〕	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金 額等のうち特定資産譲 渡等損失相当額以外の 部分から成る金額  〔別表12「⑧-⑫」〕	支配関係後欠損金額 等  〔支配関係事業年度以後の 事業年度の(①-③)〕	⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額  〔⑬の金額を⑨の古いもの から順次振当〕
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

制限対象金額の計算の明細

移転時価資産超過額 (⑫の(イ)-⑫の(ロ))			移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細		
⑪	⑫	円	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
				円	円
			計		